

# 川崎市国際戦略拠点形成アドバイザー設置要綱

平成24年11月26日制定

平成26年9月22日一部改正

平成28年4月1日一部改正

## (目的及び設置)

第1条 本市における国際戦略総合特区制度を活用したライフサイエンス・環境分野の国際戦略拠点の形成を推進するため、国や各地域の動向を踏まえながら、将来を見据えた各種施策の方向性等について指導・助言等を得るとともに、関係機関との連携を図ることを目的として、川崎市国際戦略拠点形成アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

## (身分)

第2条 アドバイザーの身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第3条第3項第3号に規定する参与として委嘱する非常勤職員とする。

## (委嘱)

第3条 アドバイザーは、国際戦略拠点形成に関する高度な実務知識と豊富な経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 アドバイザーの任期は、委嘱の日から1年とする。ただし、再任を妨げない。

## (職務)

第4条 アドバイザーは、次の各号に掲げる業務について、相談に応じ、必要な指導・助言等を行う。

- (1) 国際戦略拠点の形成を円滑に進めるための相談等に関すること。
- (2) 国際戦略総合特区の推進の支援に関すること。
- (3) 国家戦略特区の推進の支援に関すること。
- (4) 国、各自治体及び関係機関等との情報交換・収集の支援に関すること。
- (5) その他目的を達成するために必要な事項

(報酬)

第5条 アドバイザーには、川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例（昭和22年川崎市条例第12号。以下「報酬等支給条例」という。）に基づき報酬を支給する。

2 前項の報酬の額は、日額28,000円とする。

(費用弁償)

第6条 アドバイザーがその職務のため出張するときは、報酬等支給条例及び川崎市旅費支給条例（昭和22年川崎市条例第21号。以下「旅費支給条例」という。）の規定に基づき、費用弁償を支給する。

2 前項の費用弁償の等級については、旅費支給条例の別表の1等級に相当する額を支給する。

(公務災害等の補償)

第7条 アドバイザーの公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年川崎市条例第35号）に定めるところによる。

(庶務)

第8条 アドバイザーに関する事務は、臨海部国際戦略本部において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーに関し必要な事項は、臨海部国際戦略本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

## 改正理由

組織改編により所要の改正を行うものである。